

IASB 公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に対する コメント・レター

ASBJ 専門研究員 かした ゆきひろ
梶田 幸裕

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）から 2019 年 6 月に公表された公開草案「IFRS 第 17 号の修正」（以下「本公開草案」という。）に対して、2019 年 9 月にコメント・レターを送付している。

本公開草案の概要

本公開草案は、IFRS 第 17 号「保険契約」（2017 年 5 月公表、以下「IFRS 第 17 号」という。）の導入の間に利害関係者から提起された懸念及び課題に対応するために、的を絞った修正を提案したものである（『季刊 会計基準』第 66 号「IASB 公開草案『IFRS 第 17 号の修正』の概要」も併せて参照されたい。）。

コメント・レターの概要

本公開草案に対する当委員会の主なコメントは、次のとおりである。

- (1) 一般論として、厳正なデュー・プロセスを経て一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS 基準及び IFRS 基準を開発する IASB の信頼性を損なう可能性があるために、望ましいことではないものと考えている。
一方、公表前の検討では予期できなかった論点の発現により、修正せずにそのまま導入すると、誤った情報提供となる可能性が大きくなることや、実務上の大きな課題が発生することが十分に予見できるようになった場合には、速やかに是正措置をとるべきであるという考え方も理解できる。
- (2) 今回の修正は、修正しないと誤った情報提供になりかねないもの及び導入上の実務的困難を解消するものが中心で、範囲は必要最低限のものに限定されている。本公開草案の結論の根拠に記載されている理由も考慮すると、会計処理の修正内容について、その必要性は理解できると考えている。
- (3) また、発効日の延期については、既に準備を始めている関係者に与える影響を十分考慮する必要があるが、本公開草案における修正の範囲が限定されていることから、1 年間の延期の提案は理解可能であると考えている。

（我が国の関係者から聴取した実務上の課題及び懸念）

加えて、IASB での審議に資するよう、我が国の関係者から聴取した以下の実務上の課題及び懸念をコメント・レターの別紙において紹介している。

質問4「保有している再保険契約」に関連して

- (1) 本公開草案において新たに導入された損失回収要素という概念について、その導入趣旨を考えると、損失回収要素は、今回変更される当初認識時の処理だけでなく、事後測定時（保有する再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動を純損益認識する場合）にも適用されるのではないかと。
- (2) 本公開草案の付録A「用語の定義の修正」において、「比例的なカバーを提供する保有している再保険契約」を定義することを提案している。この定義によれば、本公開草案による修正の対象は、いわゆる Quota Share 型の再保険契約（対象となるすべての契約を単一の割合で出再する契約）に限定されているものと解される可能性がある。しかしながら、比例的な再保険契約は、一般的に比例的なカバーを提供し、かつ、元受契約と直接的に関連がある契約（保険事故が発生したときの出再者と再保険者の責任分担額が一定の割合で決まっている再保険契約）と考えられており、これには「対象となる契約を様々な割合で出再する再保険契約」（いわゆる Surplus 型）も含まれるべきである。

質問10「用語法」に関連して

- (1) ある要素が、投資要素（保険契約が、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、すべての状況において保険契約者に返済することを企業に要求している金額）として扱われるか、又は保険料の払戻しとして扱われるかという差異はあっても、同様の処理が適用される場合がある旨を IFRS 第17号において明記する必要があるのではないかと。
- (2) 本公開草案では、保険契約は、保険カバーに加え、投資関連サービス又は投資リターン・サービスも提供することがあることを踏まえ、発生保険金に係る負債及び残存カバーに係る負債の定義が変更されている。しかし、提案されている定義では、特定のキャッシュ・フローが、発生保険金に係る負債にも残存カバーに係る負債にも該当するように解釈できてしまう懸念がある。したがって、特定のキャッシュ・フローについて、保険カバー又は投資リターン・サービス（又は投資関連サービス）のいずれかが残っている場合のみ残存カバーに係る負債として、それ以外の場合には発生保険金として処理すべきではないかと。また、IFRS 第17号は、保険カバーに着目して事故の発生有無に係る負債で両者を区分してきており、作成者はその前提でシステム対応等を検討してきた。本公開草案においてこの区分を変更すること（前述のとおり修正する場合を含めて）は、作成者のこれまでの準備作業を妨害する結果となる点に十分な配慮が必要である。